

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

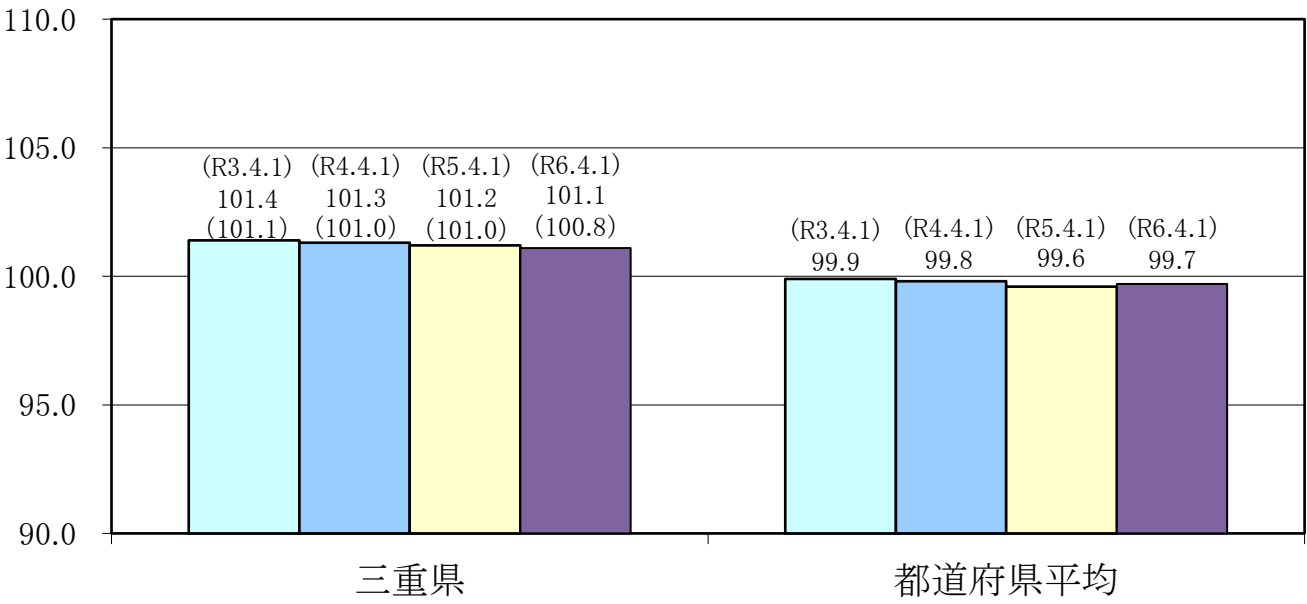
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 1,757,527	千円 764,500,853	千円 11,178,757	千円 202,910,872	% 26.5	% 25.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 21,118	千円 94,463,477	千円 19,560,964	千円 39,106,592	千円 153,131,033	千円 7,251	千円 6,872

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出します。)
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県では、人事委員会勧告に基づき、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国の給与水準を上回る状況となっています。給与水準については、人事委員会が民間給与水準との均衡等を考慮して必要な勧告を行っており、今後も人事委員会勧告を踏まえ、適切な措置を講じていきます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
6年度	円 389,537	円 379,901	円 9,636 (2.54%)	% 2.53	% 2.53	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
6年度	月 4.58	月 4.50	月 0.08	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.7%引下げ、高齢層については、最大4.7%引下げました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。
新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成31年3月31日まで支給しました。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準である鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町3%に対し、県内一律4.7%を支給。

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。級地区分の新設（現行6区分）を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日時点の三重県内支給割合は4%、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し4.5%を支給。平成30年度の人事委員会の勧告により、平成30年4月1日に遡及し県内一律4.6%を支給。また、令和4年度の人事委員会の勧告により、令和4年4月1日に遡及し県内一律4.7%を支給。

(参考)

級地	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1級地（東京都特別区）	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
2級地（大阪市等）	15%・12%	15.5%・15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
3級地（名古屋市等）	15%・12%・10%	15%・14%・13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
4級地（神戸市等）	12%・10%・6%	12%・10.5%・10%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%
5級地（京都市等）	10%・6%・3%	10%・9%・7%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
6級地（仙台市等）	6%・3%・0%	6%・5%・4%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
7級地（札幌市等）	3%・0%	3%・2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
三重県内	4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.7%	4.7%

③その他の見直し内容

平成27年4月1日に、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円	369,704 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	46.4 歳	382,035 円	441,431 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

③小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	41.2 歳	359,168 円	409,869 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

④警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	39.6 歳	341,705 円	464,399 円	379,403 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	205,300 円	196,200 円
	高 校 卒	173,800 円	166,600 円
高等学校教育職	大 学 卒	229,000 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	229,000 円	—
警 察 職	大 学 卒	227,500 円	227,600 円
	高 校 卒	201,500 円	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

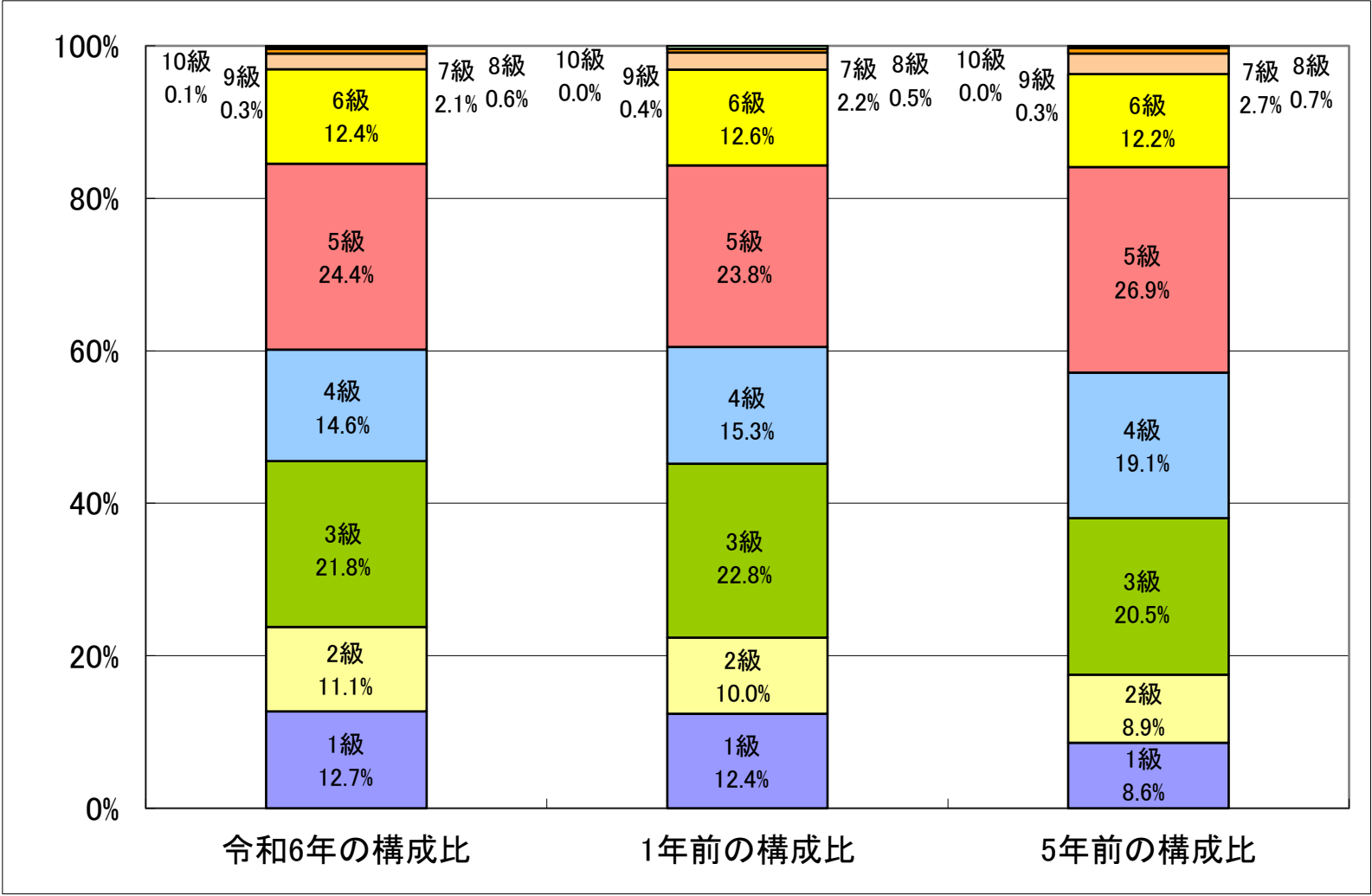
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,801 円	363,368 円	390,822 円	401,113 円
	高 校 卒	245,125 円	314,431 円	359,775 円	388,436 円
高等学校教育職	大 学 卒	327,900 円	407,802 円	428,153 円	440,466 円
小・中学校教育職	大 学 卒	325,297 円	399,157 円	418,758 円	429,345 円
警 察 職	大 学 卒	292,084 円	381,662 円	412,891 円	423,775 円
	高 校 卒	272,219 円	355,748 円	387,126 円	413,280 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

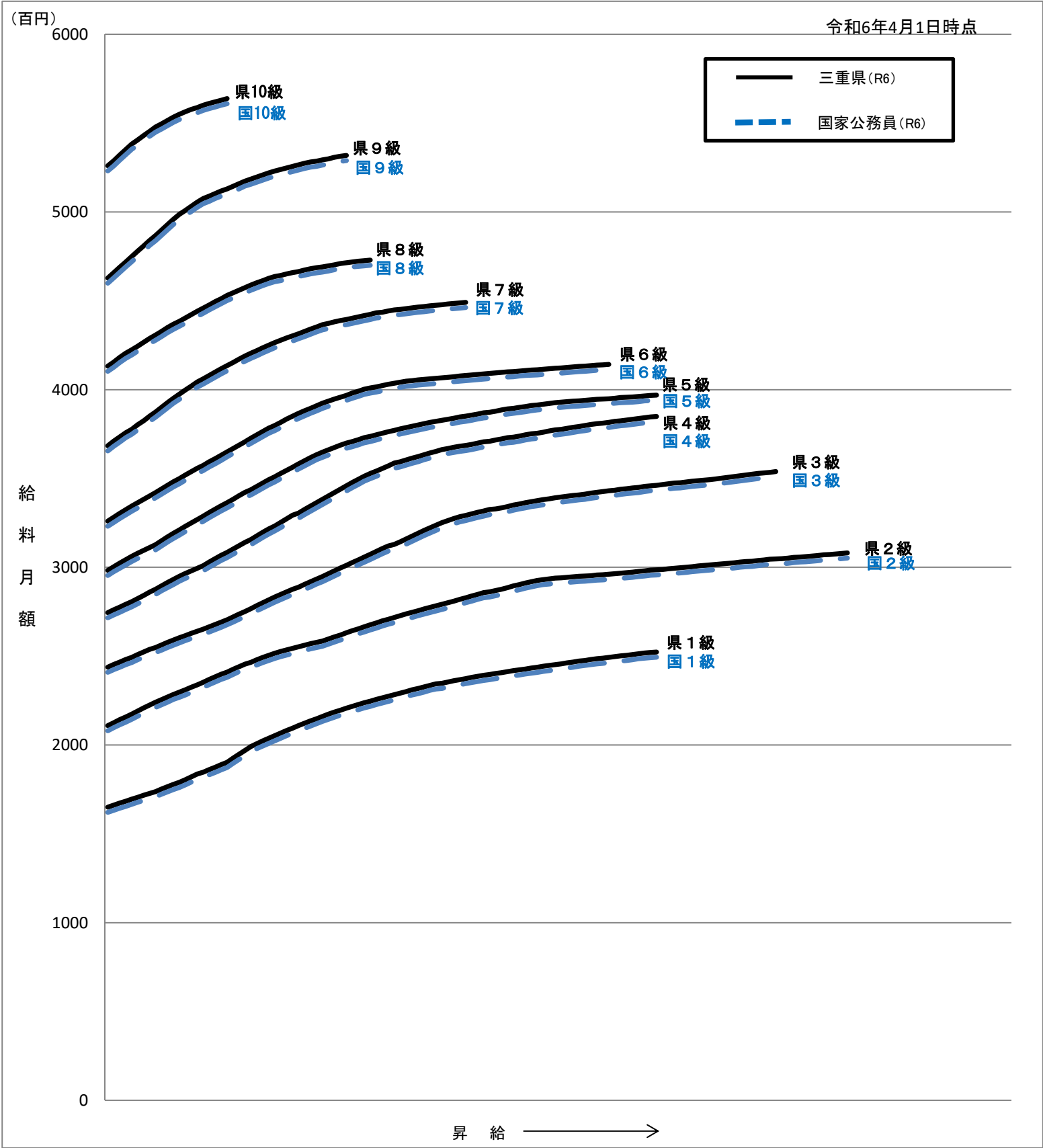
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 690	% 12.7	円 165,000	円 252,300
2 級	主事、技師	人 605	% 11.1	円 210,900	円 308,100
3 級	主査、主任	人 1,186	% 21.8	円 243,800	円 353,900
4 級	主幹、主査	人 793	% 14.6	円 274,500	円 384,900
5 級	班長、主幹	人 1,325	% 24.4	円 298,300	円 396,900
6 級	課長、班長	人 672	% 12.4	円 326,000	円 414,200
7 級	次長、課長	人 115	% 2.1	円 368,400	円 449,100
8 級	副部長、次長	人 32	% 0.6	円 413,200	円 472,900
9 級	部長、局長	人 18	% 0.3	円 462,800	円 531,800
10 級	部長	人 3	% 0.1	円 526,000	円 563,800

(注) 1 三重県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三重県）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 重 県				国			
1人当たり平均支給額（5年度）				—			
1,713 千円							
(5年度支給割合)				(5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%				・ 役職加算 5～20%			
・ 管理職加算 15～25%				・ 管理職加算 10～25%			

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三重県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

三 重 県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）	
1人当たり平均支給額	3,198 千円	22,879 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			4,649,205 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			221 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
一級地（東京都特別区）	20 %	27 人	20 %
二級地（大阪市等）	16 %	10 人	16 %
三級地（名古屋市等）	15 %	6 人	15 %
四～七級地（その他県外）	3～12 %	1 人	3～12 %
県内	4.7 %	20,986 人	0～12 %
医師	16 %	41 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1,159,953 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		162 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		33.9 %	
手当の種類（手当数）		33 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	3,885,997 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	480 千円
支給実績（4年度決算）	4,203,234 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	517 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,900円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円を加算	異なる	子に係る扶養手当 国：10,000円 県：10,900円	2,067,032 千円	235,291 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・最高 月額28,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,339,302 千円	276,259 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	異なる	〔交通機関利用者〕 最高 月額55,000円 〔交通用具使用者〕 距離に応じて月額2,000円～31,600円 （駐車場利用料金の支給あり）	2,348,427 千円	109,566 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円＋加算額（配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円）	同じ		119,200 千円	392,105 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		622,977 千円	151,281 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		223,454 千円	89,813 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,400円（5時間未満 2,200円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円（5時間未満 10,500円） ・常直 月額 22,000円（勤務日数1/2以下 11,000円）	同じ		370,417 千円	157,893 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円（国と異なる区分あり）	1,405,210 千円	709,344 円

管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて3,000円～12,000円	同じ		10,066 千円	47,933 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師、獣医師の資格を有 し、採用による欠員補充が困難な職に 採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額370,400円（医師又は 歯科医師） ・最高 月額50,000円（獣医師）	異なる	獣医師は支給なし	161,049 千円	1,917,250 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署 に勤務する職員に給料及び扶養手当の 4/100～25/100を支給	同じ		5,537 千円	153,806 円
農林漁業普及 指導手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業 に専ら従事する職員に給料の8/100を支 給	—		26,822 千円	298,022 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及 び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		37,017 千円	210,324 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学 校の教育職員に給料の10/100（管理職 手当を受ける者にあつては8/100）を支 給	—		90,140 千円	342,738 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置 く高等学校の教育職員で、実習を伴う 農業、水産又は工業に関する科目を主 として担任する職員に給料の6/100～ 10/100を支給	—		149,246 千円	355,348 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等 学校及び特別支援学校に勤務する教育 職員に支給 ・最高 月額8,000円	—		851,802 千円	56,651 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分			給料月額等		
給料	知 事	事	1,280,000 円		
	副 知 事	事	1,010,000 円		
報酬	議 長	長	1,020,000 円		
	副 議 長	長	900,000 円		
	議 員	員	830,000 円		
期末手当	知 事	事	(5年度支給割合)		
	副 知 事	事	3.40 月分		
	議 長	長	(5年度支給割合)		
退職手当	副 議 長	長	3.40 月分		
	議 員	員			
退職手当	知 事	事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	事	128万円×在職月数×56/100	3,440.6万円	(任期毎)
			101万円×在職月数×37/100	1,793.8万円	(任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

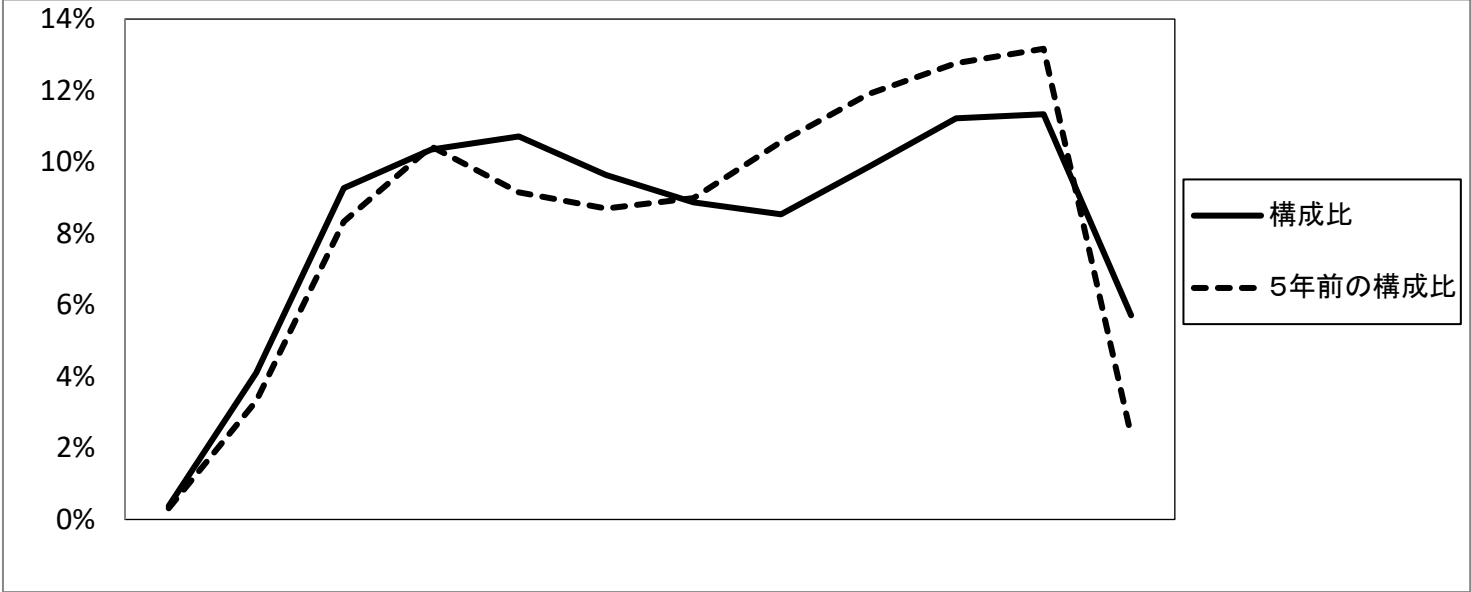
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	35	36	△ 1	○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制の見直しによる減 ○人材確保対策の推進、児童相談体制の強化、防災・減災対策の強化による増
		総 務	819	804	15	
		税 務	228	233	△ 5	
		民 生	535	528	7	
		衛 生	565	620	△ 55	
		労 働	66	66	0	
		農林水産	931	929	2	
		商 工	203	199	4	
		土 木	903	897	6	
		計	4,285	4,312	△ 27	
	教育部門		15,171	15,179	△ 8	○児童生徒数の減少に伴う学級数の減少等による減 ○特別支援教育の充実による増
	警察部門		3,455	3,426	29	○定年引上げに伴う退職者の減少等による増
	小 計		22,911	22,917	△ 6	(参考：人口10万人あたり職員数 1,304人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院		276	272	4	
	水道		95	96	△ 1	
	下水道ほか		145	152	△ 7	
	小 計		516	520	△ 4	
合 計			23,427 [23,500]	23,437 [23,573]	△ 10 [△ 73]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,333人)

(注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	88人	961人	2,172人	2,425人	2,510人	2,258人	2,079人	2,001人	2,310人	2,629人	2,656人	1,338人	23,427人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)							
部 門 \ 年 度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,415	4,313	4,345	4,327	4,312	4,285	△130 (△2.9%)
教 育	13,718	13,571	15,318	15,262	15,179	15,171	1,453 (10.6%)
警 察	3,468	3,458	3,436	3,426	3,426	3,455	△13 (△0.4%)
消 防							
普通会計計	21,601	21,342	23,099	23,015	22,917	22,911	1,310 (6.1%)
公営企業等会計計	466	533	525	529	520	516	50 (10.7%)
総合計	22,067	21,875	23,624	23,544	23,437	23,427	1,360 (6.2%)

(注) 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
5年度	千円 9,643,991	千円 970	千円 699,788	% 7.3	% 7.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	97	千円 410,645	千円 109,308	千円 179,835	千円 699,788	千円 7,214	千円 6,923

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	44.6 歳	377,978 円	562,404 円
団 体 平 均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,854 千円	1人当たり平均支給額 (5年度) 1,713 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 749 千円 22,519 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 3,198 千円 22,879 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績 (5年度決算)			20,496 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)			211 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	96 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1,976 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		32 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		63.9 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	38,008 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	452 千円
支給実績（4年度決算）	34,861 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	430 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,900円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		15,377 千円	256,283 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払ってい る職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		6,318 千円	300,857 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を 利用又は交通用具を使用して通勤して いる職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		17,007 千円	191,090 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		10,071 千円	774,692 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		56 千円	8,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 6,001,788	千円 76,797	千円 516,692	% 8.6	% 8.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	76	千円 308,983	千円 70,234	千円 137,475	千円 516,692	千円 6,799	千円 6,340

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	43.4 歳	372,971 円	551,766 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,809 千円	1人当たり平均支給額 (5年度) 1,713 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 749 千円 22,519 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 3,198 千円 22,879 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績 (5年度決算)		15,366 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		202 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	73 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		198 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		6 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		43.4 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	21,509 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	326 千円
支給実績（4年度決算）	20,366 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	323 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,900円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		9,526 千円	257,459 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払ってい る職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		4,364 千円	256,706 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を 利用又は交通用具を使用して通勤して いる職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		10,458 千円	163,406 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		8,430 千円	843,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		24 千円	12,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等にに伴い転居し、 やむを得ず配偶者等と別居して単身で 生活することになった職員に支給 ・月額30,000円＋加算額（配偶者等 の住居との距離に応じて8,000円 ～58,000円）	同じ		360 千円	360,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 5,313,787	千円 2,889,504	千円 2,113,855	% 39.8	% 38.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	272	千円 1,136,646	千円 459,488	千円 517,721	千円 2,113,855	千円 7,772	千円 7,712

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	42.4 歳	529,499 円	1,258,524 円
団 体 平 均	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
事 業 者	－ 歳		－ 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	44.9 歳	356,324 円	562,309 円
団 体 平 均	40.1 歳	312,661 円	518,809 円
事 業 者	－ 歳		－ 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	42.9 歳	364,150 円	534,154 円
団 体 平 均	45.4 歳	328,324 円	528,274 円
事 業 者	－ 歳		－ 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考 （三重県の知事部局等）	
1人当たり平均支給額（5年度） 1,903 千円		1人当たり平均支給額（5年度） 1,713 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

三 重 県			参考 （三重県の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	3,084 千円	23,621 千円	1人当たり平均支給額	3,198 千円	22,879 千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		64,227 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		238 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	16 %	17 人	16 %
上記以外の職員	4.7 %	259 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		99,319 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		426 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		93.8 %	
手当の種類（手当数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等 救急業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	92,075 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	367 千円
支給実績（4年度決算）	60,351 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	234 千円

- （注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,900円 ・配偶者等 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		34,045 千円	244,928 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払ってい る職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		14,932 千円	287,149 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を 利用又は交通用具を使用して通勤して いる職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		29,087 千円	116,816 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ず配偶者等と別居して単身で 生活することになった職員に支給 ・月額23,000円＋加算額（配偶者等 の住居との距離に応じて6,000円 ～45,000円）	同じ		816 千円	408,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間に勤務した職員に 支給 ・1時間当たりの給与額×25/100× 勤務時間数	同じ		26,313 千円	187,952 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・看護師の宿日直 勤務1回につき7,000円 （5時間未満 3,500円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円 （5時間未満 10,500円）	異なる	病院事業職員は以下の支給な し 〔一般〕 勤務1日につき4,400円 （5時間未満 2,200円） 〔常直〕 月額22,000円 （勤務日数1/2以下 11,000円）	15,450 千円	406,576 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		13,384 千円	1,029,508 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		207 千円	34,542 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用 による欠員補充が困難な職に採用され た職員に一定期間支給 ・最高 月額430,400円	異なる	・最高 月額430,400円	71,634 千円	3,979,678 円

（注）実績のあったもののみ掲載しています。